

京都市告示第 197 号

洛西ふれあいの里保養研修センターの指定管理者である社会福祉法人京都市社会福祉協議会から、京都市洛西ふれあいの里条例第 19 条ただし書の規定に基づき、洛西ふれあいの里保養研修センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 20 年 7 月 18 日

京都市長 門川 大作

洛西ふれあいの里保養研修センターについて平成 20 年 8 月 27 日（水）から平成 20 年 8 月 28 日（木）までを臨時休所とする。

（理由）

高圧受変電設備絶縁不良に伴う設備改修工事のため

※宿泊及び施設利用の予約受付業務については、通常どおり行っております。

（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）